

公告

平成30年2月21日

豊橋市長 佐原 光一

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1 公募型プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

豊橋市図書館サポーター広告事業

(2) 業務内容

別紙「豊橋市図書館サポーター広告事業募集要領（以下募集要領）・仕様書」のとおり

(3) 広告期間

平成30年7月1日から平成35年6月30日までの5年間

(4) 業務場所

中央図書館（愛知県豊橋市羽根井町48番地）

向山図書館（愛知県豊橋市向山大池町20番地の1）

大清水図書館（愛知県豊橋市大清水町字彦坂10番地の7）

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

(1) 公告日において、平成28・29年度の豊橋市競争入札参加資格者名簿（物品等）の中分類（映画等製作・広告・催事）・小分類（広告）について登録されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(3) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。

(4) 公告日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づき排除処置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立て

がなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 公告日から事業者の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒441-8025

愛知県豊橋市羽根井町48 豊橋市中央図書館

電話：0532-31-3131

ファックス：0532-31-4254

電子メールアドレス：tosho@city.toyohashi.lg.jp

(2) 募集要領等の入手方法

豊橋市図書館ホームページからダウンロードする。

豊橋市図書館ホームページ：<http://www.library.toyohashi.aichi.jp/>

(3) プロポーザル参加意向申出書

ア 提出期限

平成30年3月9日（金）午後5時必着

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

各1部 ※提出書類は全てA4判縦により提出

エ 提出方法

持参（休館日を除く毎日午前9時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

オ 提案資格

提案資格確認後、「提案資格確認結果通知書」により、提案書等の提出について通知する。

(4) 提案書等の提出

ア 提出期限

平成30年4月4日（水）午後5時必着

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

6部（※提案者名が特定できるような記述をしないこと。）

エ 提出方法

持参(休館日を除く毎日午前9時30分から午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る)とする。

4 評価の方法及び契約候補者の選定

(1) 審査(書面審査)

提出された提案書等について、「豊橋市図書館サポーター広告事業者選定委員会」において下記により評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

(2) 評価基準、契約候補者の特定については募集要領によります。

5 注意事項

(1) 提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 次に該当する提案は、無効とする。

ア. 募集要領に示した提案資格を有しない者の提案

イ. 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ. 募集要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ. 年間広告掲載料が200,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を下回る提案

オ. 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び、通貨及び単位

日本語及び、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) その他詳細は、募集要領による。